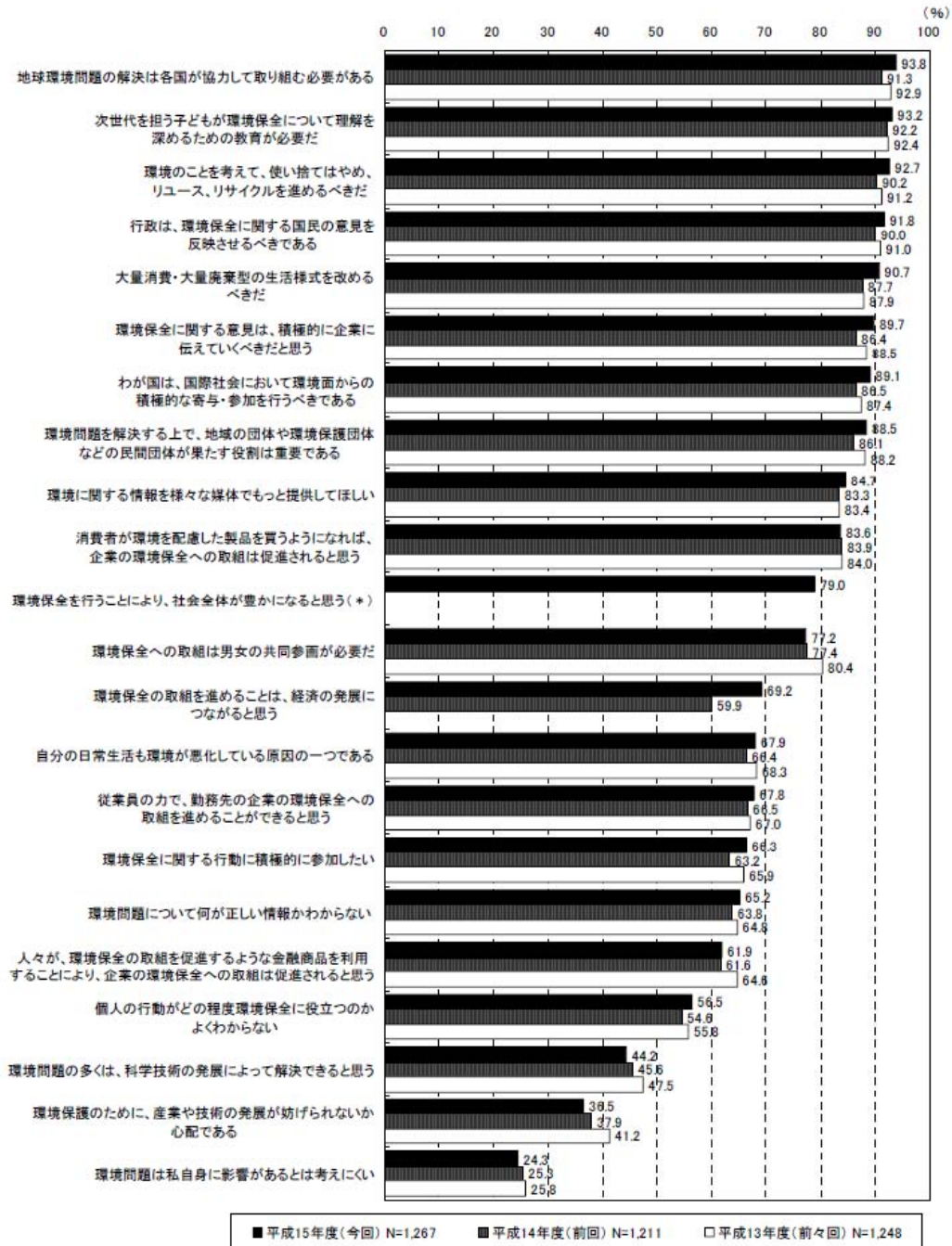


環境問題に対する意識の高まり

【図表 3-2】 環境問題に対する考え方（全体、時系列）
（「大変そう思う」「ややそう思う」比率の合計）



注) *印のものは、今回の調査より追加した項目を示す。

出典：平成15年度「環境にやさしいライフスタイル実態調査」(環境省)

京都議定書目標達成計画の骨子

目指す方向

京都議定書の6%削減
約束の確実な達成

地球規模での温室効果
ガスの長期的・継続的な
排出削減

基本的考え方

環境と経済の両立

技術革新の促進

すべての主体の参加・
連携の促進(国民運動、
情報共有)

多様な政策手段の活用

評価・見直しプロセスの
重視

国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%)からの削 減量 2002年度実績(+ 136%)から経済成長等 による増、現行対策の 継続による削減を見込 んだ2010年見込み
	2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度 比(基準年 総排出量比)	
温室効果ガス			
エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	4.8%
非エネルギー起源CO ₂	70	0.3%	
メタン	20	0.4%	0.4%
一酸化二窒素	34	0.5%	
代替フロン等3ガス	51	+0.1%	1.3%
森林吸収源	48	3.9%	(同左) 3.9%
京都メカニズム	20	1.6%*	(同左) 1.6%
合 計	1,163	6.0%	1.2%

*削減目標(6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

エネルギー起源CO₂

- ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
- ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」

非エネルギー起源CO₂

- ・混合セメントの利用拡大 等
- メタン
- ・廃棄物の最終処分量の削減 等
- 一酸化二窒素
- ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等
- 代替フロン等3ガス
- ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2. 横断的施策

国民運動の展開

公的機関の率先的取組

排出量の算定・報告・公表制度

ポリシーミックスの活用
(環境税等も検討)

3. 基盤的施策

排出量・吸収量の算定体制の整備

技術開発、調査研究の推進

国際的連携の確保、国際協力の推進

推進体制等

毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し

地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

新たなバイオマス・ニッポン総合戦略のポイント

平成 18 年 3 月
農 林 水 産 省

1 バイオマス・ニッポン総合戦略の見直しの背景

- ① 京都議定書が発効し、我が国の温室効果ガス排出削減目標達成のためには、輸送用燃料の導入など大幅なバイオマスエネルギー導入が必要。

京都議定書目標達成計画（原油換算）

- バイオマス熱利用の導入

現状 68 万 kl → 平成 22 年目標 308 万 kl

（温室効果ガス約 760 万 CO₂ トンに相当。
6%削減約束の約 1 割に当たる。）

- バイオマス輸送用燃料の導入

現状 0 → 平成 22 年目標 50 万 kl

（3%混合ガソリンとしては約 2000 万 kl。
日本のガソリン消費の約 1/3 に相当。）

世界的にバイオマス輸送用燃料の導入が進む中で、我が国でも国産バイオマス輸送用燃料の導入の道筋を描くことが必要。

（米国：ガソリン消費量約 3 億 8 千万 kl に対し、平成 17 年 1500 万 kl のエタノール供給。大統領一般教書演説で、エタノールの大幅増に言及。ガソリン税の軽減等の支援措置を講じている。）

- ② 未利用バイオマス（林地残材、農作物非食用部）の利用を促進することが必要。

（現状 利用率 20% → 平成 22 年目標 利用率 25%

（現在ほとんど利用されていない林地残材の 10%を利用）

- ③ バイオマスタウンの取組が 2005 年に始まり、目標達成のためには、加速化が必要。

（バイオマスタウン構想とは：市町村が策定するバイオマス利活用構想

平成 18 年 2 月現在 35 地区 → 平成 22 年目標 300 地区程度

2 見直しのポイント

(1) バイオマス輸送用燃料の利用の促進

- 国が導入スケジュールを示し、利用に必要な環境を整備
 - ① 利用設備導入に係る支援
 - ② 利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法の検討

- 特に、国産バイオマス輸送用燃料の利用促進
 - ① 関係省庁連携による利用実例の創出
 - ② 原料農産物等の安価な調達手法の導入や関係者の協力体制の整備
 - ③ 低コスト高効率な生産技術の開発
(高バイオマス量農作物、木質系からのエタノールなど)

(2) 未利用バイオマス活用等によるバイオマスタウン構築の加速化

- ① 農作物非食用部、林地残材といった未利用バイオマス等の利活用モデルを実証試験などを行いながら構築
- ② 地域の取組をコーディネートする人材の育成
- ③ バイオマスによる電力の需要創出、地域の熱需要にあった低コスト、効率的なバイオマス熱利用システムの導入
- ④ バイオマス製品の需要の拡大を促進するため、他の製品と識別するバイオスマークの導入

(3) その他

- 人材支援、技術協力、京都開発メカニズム等による技術移転を進める等アジア諸国が進めようとしているバイオマスエネルギー導入の取組への関与

フランチャイズチェーンの業種別チェーン数・店舗数・売上高の推移

1 小売業

売上高単位:百万円

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	H16/H12
チェーン数	326	319	338	341	328	100.6%
店舗数	71,786	74,926	77,202	79,498	81,780	113.9%
売上高	11,132,191	11,214,280	11,643,546	11,912,126	12,476,410	112.1%

参考資料:日本フランチャイズチェーン協会「FC統計調査」

2 外食産業

売上高単位:百万円

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	H16/H12
チェーン数	381	397	417	427	442	116.0%
店舗数	46,012	48,676	51,219	53,322	55,000	119.5%
売上高	3,245,870	3,622,077	3,606,734	3,736,077	3,841,455	118.3%

参考資料:日本フランチャイズチェーン協会「FC統計調査」

複合商業施設等における食品関連事業者数の例

No	名称	形態	住所	食品関連事業者数	備考
1	ecute品川	駅構内施設	東京都港区	37	
2	ecute大宮	駅構内施設	埼玉県さいたま市	55	
3	丸ビル	大型商業施設	東京都千代田区	47	
4	ジャスコ北戸田店	大型商業施設	埼玉県戸田市	44	(生鮮食料品売場を除く)
5	イトーヨーカドー津田沼店	大型商業施設	千葉県津田沼市	10	(生鮮食料品売場を除く)
6	阪急百貨店うめだ本店	百貨店	大阪府大阪市	152	(生鮮食料品売場を除く)
7	新宿タカシマヤ	百貨店	東京都新宿区	116	(生鮮食料品売場を除く)
8	築地市場	市場	東京都中央区	800	(卸売業者のみ。その他多数)
9	近江町市場	市場	石川県金沢市	170	(飲食店込)

出典:各社HP等を基に作成

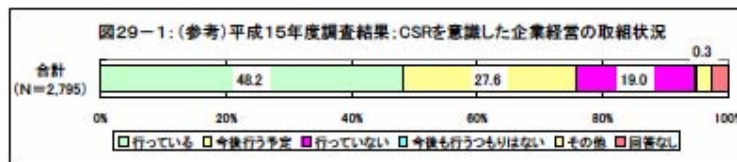
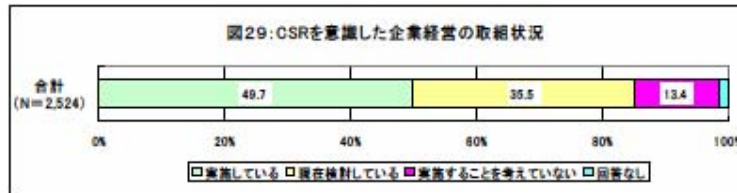
企業の社会的責任（CSR）に対する意識の高まり

1 環境省「環境にやさしい企業行動調査 平成16年度調査結果」

（平成17年9月）

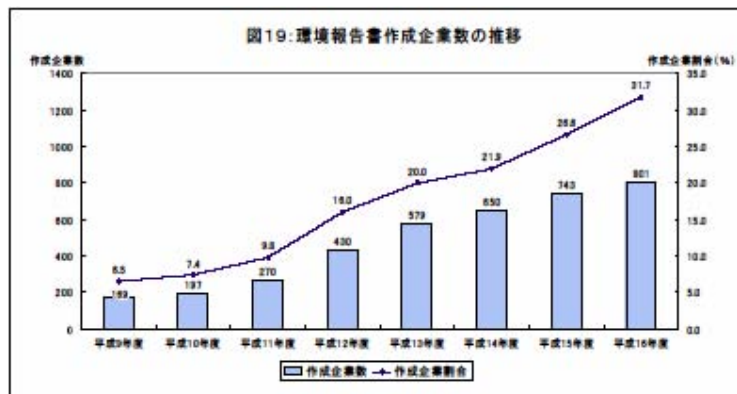
（1）CSRを意識した企業経営

CSRを意識した企業経営については、半数近い企業が既に取り組んでおり、関心が高い。



（2）環境報告書を作成している企業数の推移

環境報告書の作成・公表の状況については、「作成・公表している」と回答した企業等が31.7%、801社あり、平成15年度に比べ5.1ポイント、58社増加しており、経年的に見ても増加傾向にある。



2 日本経団連「企業の社会的責任（CSR）推進にあたっての基本的考え方」
（抄）（平成16年2月）

1 . 日本経団連はCSRの推進に積極的に取り組む

近年、経済のグローバル化、情報化、消費者意識の変化等に伴い、企業の社会的責任（CSR）をより広い視野から捉えなおすことが重要であるとの認識が高まり、国際的にCSRのあり方が議論されている。CSRの具体的な内容については国、地域によって考えが異なり、国際的な定義はないが、一般的には、企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげることとされている。日本経団連は、かねてより企業の社会的責任を重要な課題と位置付け積極的に推進してきたが、このような新たな意味合いのCSRについても積極的に取り組む。

1世帯当たり年間の品目別支出金額、購入数量

	世帯人員(人)	世帯数(1,000世帯) 上段:(総数) 下段:(うち単独)	米	パン	生鮮魚介	生鮮肉	生鮮野菜	豆腐	生鮮果物	油脂	みそ	カレーパウダー	(3)調理食品	外食
			数量(kg)	数量(g)	数量(g)	数量(g)	数量(g)	数量(一丁)	数量(g)	数量(g)	数量(g)	数量(g)	金額(円)	金額(円)
S56	3.79	(1)35,824 7,105	168.06	42,572	54,136	45,352	237,042	86.91	146,801	14,052	12,126	2,079	51,174	124,324
S60	3.71	37,980 7,895	154.51	39,545	52,564	46,247	231,191	88.48	135,075	13,424	11,147	2,001	59,949	144,387
S63	3.63	(1)37,980 7,895	132.04	39,218	49,857	45,876	220,039	85.07	133,466	12,563	9,813	2,039	68,296	160,214
H5	3.49	(1)43,900 11,239	121.93	40,209	49,938	44,588	204,333	76.90	114,219	11,660	8,849	2,039	89,225	178,437
H10	3.31	(1)46,782 12,911	103.53	38,287	45,107	41,632	191,743	80.06	102,586	10,773	8,381	1,965	99,118	179,998
H14	3.19	(2)47,742 13,460	95.15	43,727	43,889	39,927	185,631	74.61	106,625	11,061	7,386	1,924	100,004	169,596
H15	3.21	(2)48,204 13,722	94.83	45,876	42,327	39,535	176,560	73.87	97,214	10,575	7,578	1,915	101,287	163,799
H15/H5(%)	8.0	9.8 22.1	22.2	14.1	15.2	11.3	13.6	3.9	14.9	9.3	14.4	6.1	13.5	8.2
H15/S56(%)	15.3	34.6 93.1	43.6	7.8	21.8	12.8	25.5	15.0	33.8	24.7	37.5	7.9	97.9	31.8

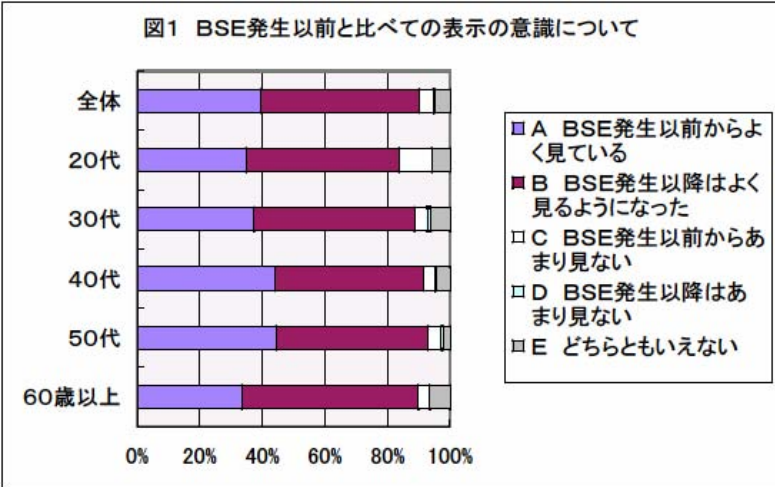
(1)国勢調査より抜粋。S56 S55、S63 S60、H5 H7、H10 H12それぞれ直近の国勢調査データを使用。
(2)国立社会保障・人口問題研究所(日本の世帯数の将来推計(全国推計))より抜粋。
(3)調理食品は、工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品。
冷凍調理食品、レトルトパウチ食品及び複数素材を調理したものも含める。

(出所)総務省家計調査年報

国民の食品の安全に対する関心の高まり

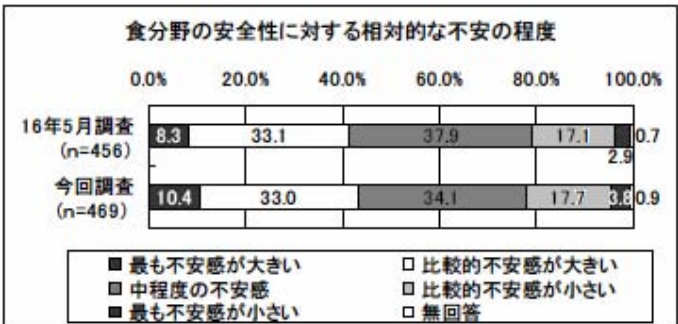
1 農林水産省「平成14年度食料品消費モニター第2回定期調査結果の概要について」(平成15年2月)

平成13年9月、国内における初のBSEの発生の確認以後、牛肉を購入する際にBSE発生以前より表示を注意して見るようになったかを聞いたところ、「BSE発生以前はあまり見ていなかったが、BSE発生以降はよく見るようになった」と回答した人が5割以上を占めた。



2 食品安全委員会「食品安全モニター課題報告「食の安全性に関する意識等について」の結果」(平成17年5月)

自然災害、環境問題、犯罪、交通事故など日常生活を取り巻く安全の分野の中で、食の安全の分野に対する相対的な不安がどの程度かについて、「他分野よりも大きい」と回答した人が4割を超えた。



- 3 農林水産省「安全・安心モニター（第2回）回答結果」（平成18年2月）
 食品の安全性について、98%の人々が「関心がある」又は「どちらかとい
 えば関心がある」と回答。

問1	「食品の安全性」に関心がありますか。(単数回答)		
①	関心がある	60%	(回答者数) 1,541
②	どちらかといえば関心がある	38%	
③	どちらかといえば関心がない	2%	
④	関心がない	0%	

問2	どのような時に「食品の安全性」について考えますか。(単数回答)		
①	日常的に考えている	36%	(回答者数) 1,541
②	日常的にはではないが、時々考える	48%	
③	食品の安全に関する問題が起こったときには考える	15%	
④	あまり考えない	0%	

食育基本法参照条文

食育基本法（平成17年法律第63号）（抄）

（学校、保育所等における食育の推進）

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

食育推進基本計画（抄）

2. 学校、保育所等における食育の推進

（略）

(2) 取り組むべき施策

学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（略）

（子どもへの指導内容の充実）

学校における食育の推進のためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要である。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進するとともに、食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施する。

なお、学習指導要領の見直しに当たり、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るなど、食育が推進されるよう取り組む。

学校教育外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、

子ども向けパンフレット等を作成・配布するとともに、行政関係者や関係団体等と連携し、これら関係者による子どもへの指導を推進する。

これらの取組を踏まえ、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努める。

5．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(2)取り組むべき施策

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することによりそれらの信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進等を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)

地域で発生・排出されるバイオマス資源を当該地域でエネルギー、工業原材料等に変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築していくため、平成18年3月に決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、各地域におけるバイオマス利活用計画の作成、バイオマスの変換・利用施設等の整備等を促進するとともに、バイオマスの変換・利用技術の開発を進め、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化を図る。

また、食品リサイクルに関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、食品リサイクルの必要性等を普及啓発するためのパンフレット等を作成・配布するとともに、セミナー等の開催を推進する。

さらに、家庭における食生活の実態、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施する。

事業者単位での再生利用等の取組状況

1 食品循環資源再生利用促進事業

食品リサイクル法に基づく再生利用等は、食品関連事業者の自主的な取組を主体としており、法に対する認知又は理解の不足等により再生利用等の義務を履行しない者が存在する場合には、制度の適正な運営や公平性の確保に支障が生じるばかりでなく、政府国民が一体となって取り組む循環型社会の構築が図られなくなるおそれがある。

このため、農林水産省としては食品関連事業者等の事業所等に担当者が出向き、法に係る啓発指導を行うとともに、食品循環資源の再生利用等の実施状況について確認し、必要に応じ所要の改善指導を行うこととしている。

2 事業の実施状況

(1) 調査点検件数

事業は、平成14年度から実施され、現在、実施から4年が経過。

調査点検の実施に当たっては、食品廃棄物の年間発生量が概ね100トン以上と見込まれる食品関連事業者を予めリストアップし、点検対象企業選定の際の参考とした。実際の調査対象企業の選定は、調査点検に当たる各農政事務所等が実施している。

毎年度、2万社前後を調査しており、平成17年度末時点で累計約7万9千社について調査を実施。

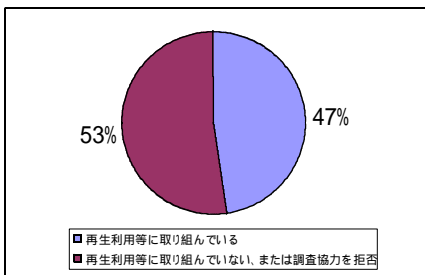
(単位：千社)

調査点検実施件数推移	単年度件数	累計
平成14年度	21	21
15年度	20	41
16年度	19	60
17年度	18	79

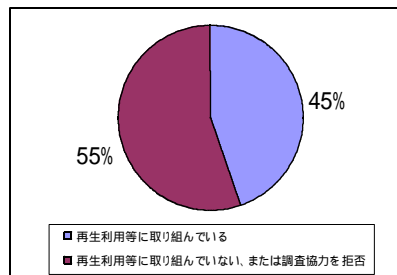
(2) 調査点検対象事業者における食品循環資源の再生利用等実施状況

ア 食品循環資源の再生利用等に取り組む事業者は、平成15年度が約9,700社、16年度が約8,500社、17年度が約7,700社と、各年度とも調査客体数の過半に達していない。

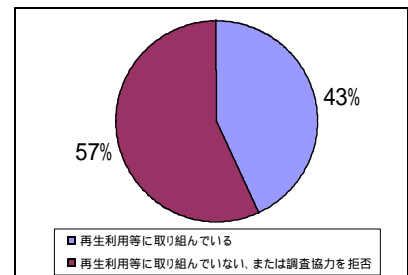
平成15年度



平成16年度



平成17年度



食品循環資源の再生利用等の実施率目標(20%)達成割合

平成15年度調査

単位：%

	実施率目標 達成者割合	うち年間発生量 100トン以上事業者
食品製造業	24	42
食品卸売業	22	43
食品小売業	16	14
外食産業	7	12
食品産業計	18	38

平成16年度調査

	実施率目標 達成者割合	うち年間発生量 100トン以上事業者
食品製造業	23	26
食品卸売業	24	25
食品小売業	17	22
外食産業	12	21
食品産業計	20	25

平成17年度調査

	実施率目標 達成者割合	うち年間発生量 100トン以上事業者
食品製造業	22	33
食品卸売業	18	32
食品小売業	17	22
外食産業	10	13
食品産業計	18	27

注：農林水産省「食品循環資源再生利用等促進事業」より推計。

国民1人・1日当たりの供給熱量及び摂取熱量の推移

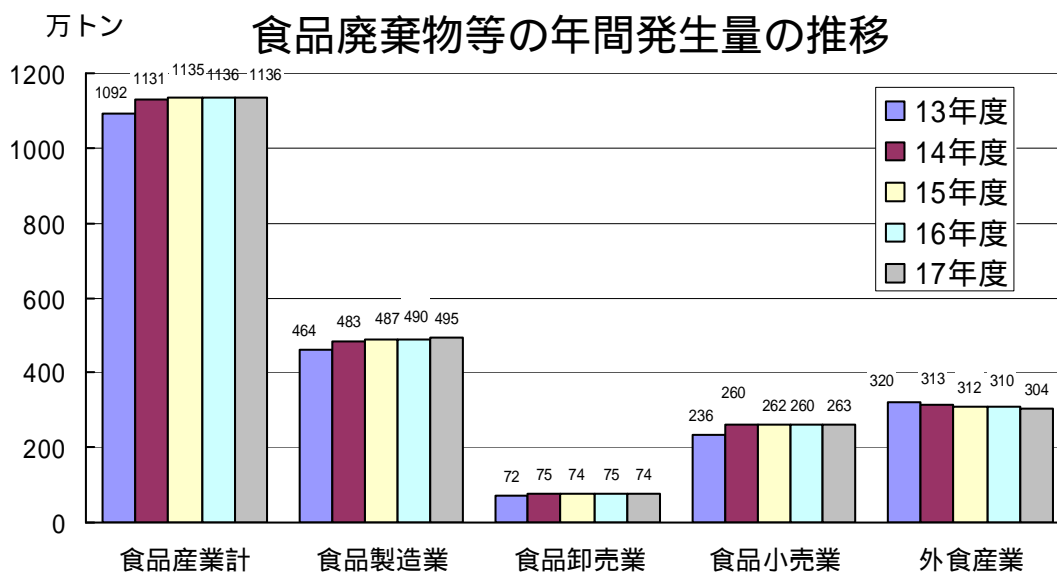
単位：Kcal

	供給熱量 (a)	摂取熱量 (b)	(a - b)
昭和50年	2,517	2,226 (2,191)	291 (326)
51年	2,533	2,194 (2,161)	339 (372)
52年	2,553	2,185 (2,150)	368 (403)
53年	2,558	2,204 (2,167)	354 (391)
54年	2,556	2,148 (2,115)	408 (441)
55年	2,562	2,119 (2,080)	443 (482)
56年	2,561	2,137 (2,097)	424 (464)
57年	2,561	2,136 (2,094)	425 (467)
58年	2,565	2,147 (2,107)	418 (458)
59年	2,579	2,107 (2,065)	472 (514)
60年	2,596	2,088 (2,046)	508 (550)
61年	2,620	2,075 (2,032)	545 (588)
62年	2,623	2,053 (2,012)	570 (611)
63年	2,636	2,057 (2,011)	579 (625)
平成元年	2,641	2,061 (2,021)	579 (620)
2年	2,639	2,026 (1,983)	613 (656)
3年	2,628	2,053 (2,006)	575 (622)
4年	2,634	2,058 (2,010)	576 (624)
5年	2,624	2,034 (1,989)	590 (635)
6年	2,645	2,023 (1,978)	622 (667)
7年	2,653	2,042 (1,985)	612 (668)
8年	2,670	2,002 (1,944)	668 (726)
9年	2,651	2,007 (1,948)	644 (703)
10年	2,602	1,979 (1,918)	623 (684)
11年	2,619	1,967 (1,910)	652 (709)
12年	2,642	1,948 (1,890)	694 (752)
食品リサイクル法制定			
13年	2,630	1,954 (1,899)	676 (731)
14年	2,600	1,930 (1,875)	670 (725)
15年	2,588	1,920 (1,863)	668 (725)
16年	2,564	1,902 (1,846)	662 (718)
17年	2,573		

(資料) 農林水産省「食料需給表」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(注) 1. 供給熱量及び摂取熱量は統計の取り方が異なるため、単純に比較できない。

2. 供給熱量には酒類が含まれず、摂取熱量には酒類が含まれている(() 内は酒類を除いた数値)。



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部）

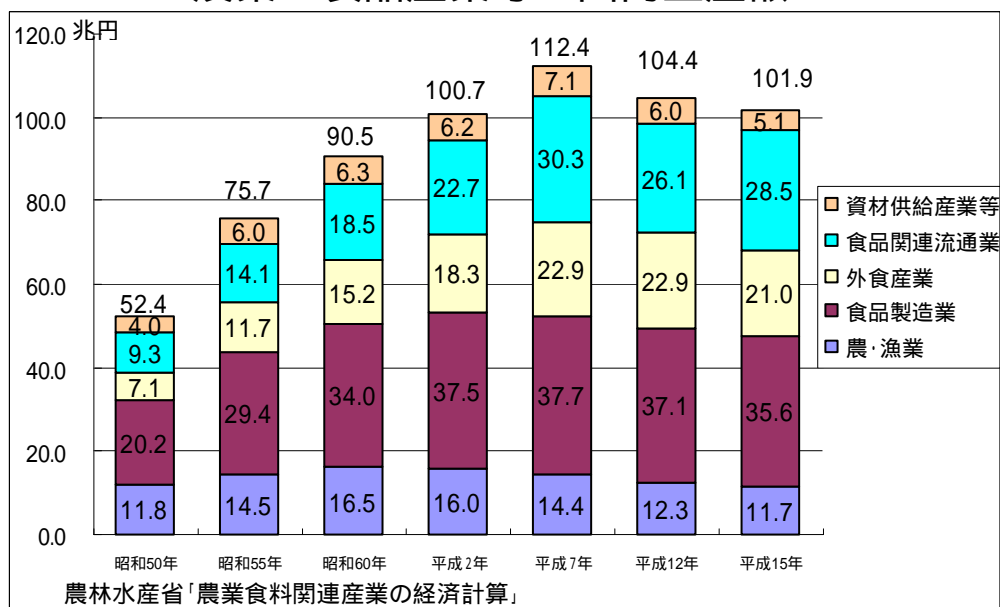
単位：千t

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	H17/H13
食品産業 計	10,919	11,314	11,347	11,357	11,362	104.1%
食品製造業	4,637	4,833	4,869	4,897	4,946	106.7%
食品卸売業	724	746	740	752	744	102.8%
食品小売業	2,356	2,602	2,616	2,604	2,629	111.6%
外食産業	3,203	3,132	3,122	3,104	3,043	95.0%

資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省統計部）」

資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告（農林水産省統計部）」

農業・食品産業等の国内生産額



出典：農林水産省「食品産業における現状と課題（平成18年3月）」

食品関連事業者における業種別の再生利用等の実施状況

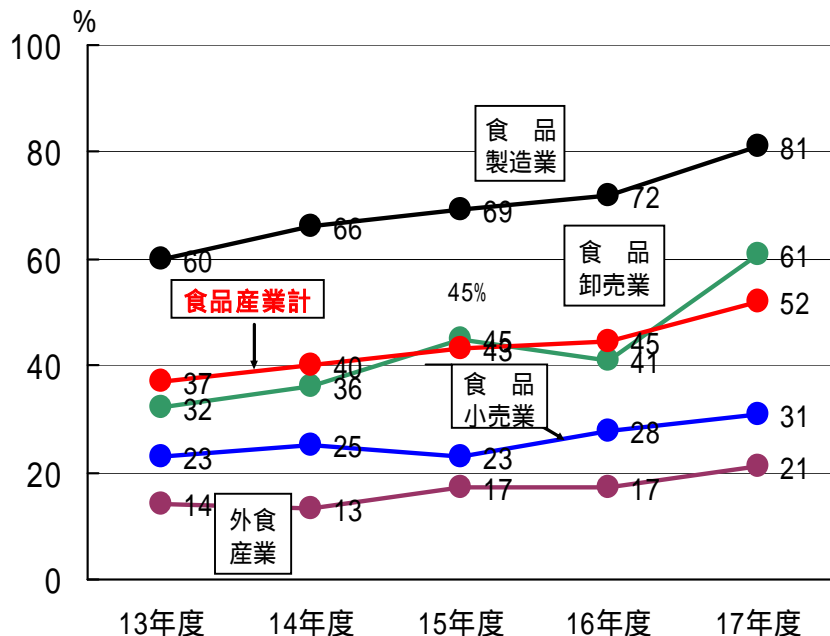
食品廃棄物等の発生量が微増または横這い傾向で推移する中で、平成13年度から平成17年度までの間の食品循環資源の再生利用等実施率は、食品産業全体で着実に向上しており、一定の成果が見られる。

食品関連事業者の業種別に再生利用等の実施状況を見ると、とりわけ食品製造業が高い実績を上げており、食品産業全体の再生利用等実施率の向上に貢献している。

しかし、卸、小売、外食と食品流通の川下に至るほど、再生利用等実施率は低下していく。

これは、川下の業種ほど廃棄物発生形態が少量分散型になることに加え、均質性の低下や異物混入の可能性が高まることから、再生利用しづらい条件になっているためと考えられる。

食品循環資源の再生利用等実施率の推移



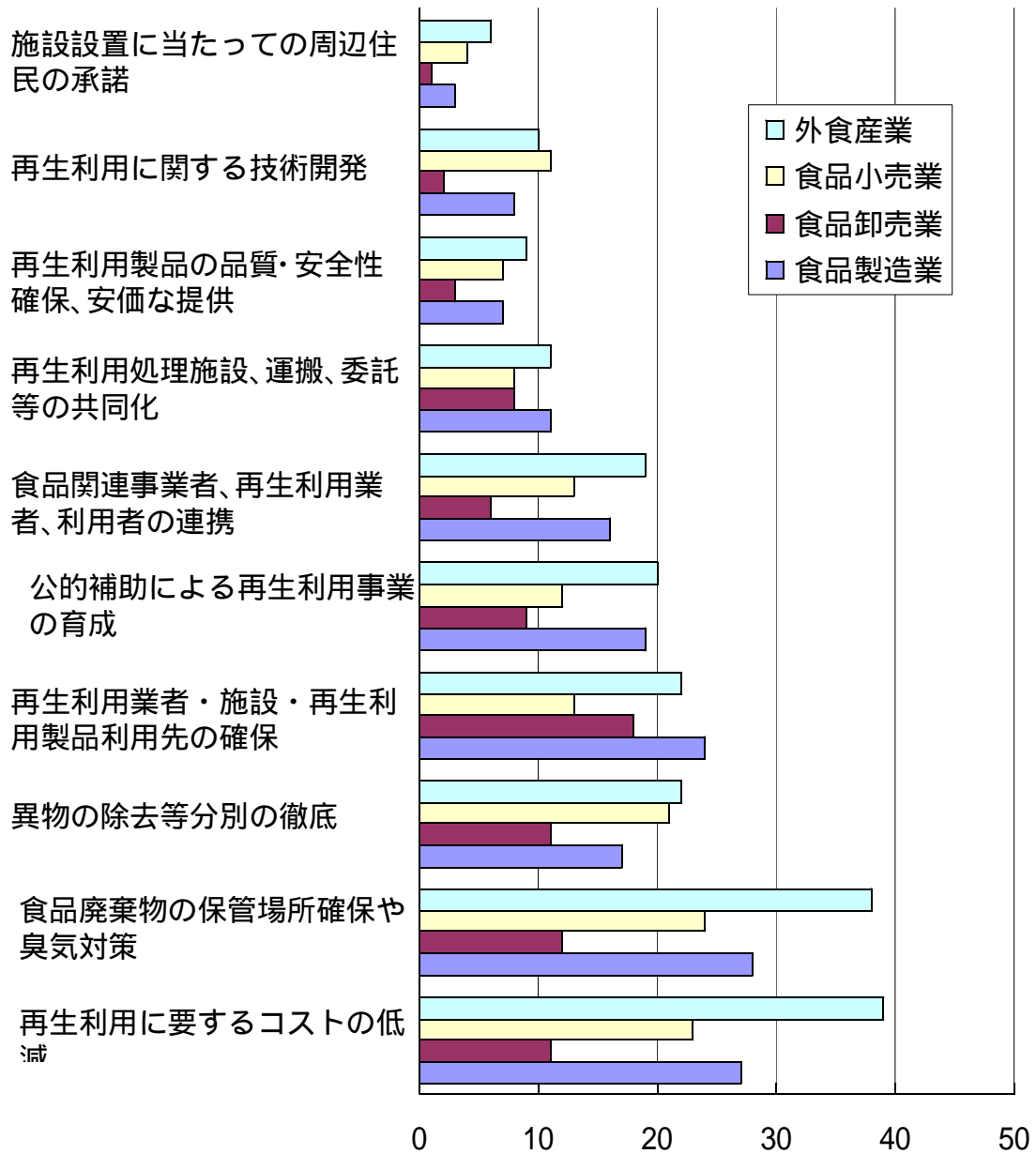
資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部）により計算

食品廃棄物等の発生量の例（平成16年度）

企業名	業種	事業場数	1事業場当たり（t）	総発生量（t）
アサヒ飲料(株)	食品製造業	4	2,295	9,180
キューピー(株) (平成14年度)		8	1,000	8,000
伊藤ハム(株)		9	332	2,991
(株)カスミ	食品小売業	114	50.1	5,716
(株)セブン-イレブン・ジャパン (東京23区のみ)		844	5.4	4,558
ワタミ(株)	外食産業	407	9.3	3,785
(株)吉野家ディ・アンド・シー		1,016	2.6	2,689

各企業のHP、環境報告書等をもとに作成

食品関連事業者の再生利用推進上の課題（事業所別割合：平成17年度）



資料：「平成18年食品廃棄物の再生利用等実態調査結果の概要」
（農林水産省宿務部）

注：複数回答（3つまで）の結果を集計したもの。

主要都市における事業系一般廃棄物処理に係る処分料金一覧表

都道府県名	都市名	搬入手数料 (処分手数料)	都道府県名	都市名	搬入手数料 (処分手数料)
北海道	札幌市	(収集運搬及び処分料 100円 / 20)	滋賀県	大津市	10円 / kg (100円 / 10kg)
青森県	青森市	10円 / kg (100円 / 10kg)	京都府	京都市	定額5円 / kg (許可業者に委託して搬入する場合に限る。)
岩手県	盛岡市	6.6円 / kg (66円 / 10kg)	大阪府	大阪市	5.8円 / kg (58円 / 10kg)
宮城県	仙台市	10円 / kg (1,000円 / 100kg)		堺市	17円 / kg (170円 / 10kg)
秋田県	秋田市	9円 / kg (90円 / 10kg)	兵庫県	神戸市	8円 / kg (80円 / 10kg)
山形県	山形市	10円 / kg (200円 / 20kg)	奈良県	奈良市	10円 / kg (100円 / 10kg)
福島県	福島市	10円 / kg (100円 / 10kg)	和歌山県	和歌山市	10円 / kg (200円 / 20kg)
茨城県	水戸市	13円 / kg (13円 / kg)	鳥取県	鳥取市	10円 / kg (500円 / 50kg)
栃木県	宇都宮市	15.75円 / kg (157円50銭 / 10kg)	島根県	松江市	15円 / kg (1,500円 / 100kg)
群馬県	前橋市	15円 / kg (150円 / 10kg)	岡山県	岡山市	13円 / kg (130円 / 10kg)
埼玉県	さいたま市	17円 / kg (170円 / 10kg)	広島県	広島市	9.8円 / kg (98円 / 10kg)
千葉県	千葉市	14円 / kg (14円 / kg)	山口県	山口市	5.25円 / kg (525円 / 100kg)
東京都	23区	12.50円 / kg (12円50銭 / kg)	徳島県	徳島市	5円 / kg (2,500円 / 0.5t)
神奈川県	横浜市	13円 / kg (13円 / kg)	香川県	高松市	13.5円 / kg (1,350円 / 100kg)
	川崎市	12円 / kg (12円 / kg)	愛媛県	松山市	9.45円 / kg (945円 / 30 ~ 100kg以下)
山梨県	甲府市	15.8円 / kg (158円 / 10kg)	高知県	高知市	5円 / kg (50円 / 10kg)
長野県	長野市	9円 / kg (90円 / 10kg)	福岡県	福岡市	14円 / kg (140円 / 10kg)
静岡県	静岡市	7.3円 / kg (730円 / 100kg)		北九州市	10円 / kg (100円 / 10kg)
新潟県	新潟市	12円 / kg (120円 / 10kg)	佐賀県	佐賀市	8円 / kg (800円 / 100kg)
富山県	富山市	-	長崎県	長崎市	(収集運搬及び処分料 100円 / 袋(45))
石川県	金沢市	8.4円 / kg (168円 / 20kg)	熊本県	熊本市	10円 / kg (200円 / 20kg)
福井県	福井市	4円 / kg (40円 / 10kg)	大分県	大分市	8円 / kg (800円 / 100kg)
岐阜県	岐阜市	-	宮崎県	宮崎市	3.15円 / kg (315円 / 100kg)
愛知県	名古屋市	20円 / kg (20円 / kg)	鹿児島県	鹿児島市	7円 / kg (700円 / 100kg)
三重県	津市	15円 / kg (300円 / 20kg)	沖縄県	那覇市	6.3円 / kg (63円 / 10kg)

出典：HP掲載データ及び聞き取りによる。

搬入手数料(処分手数料)欄における括弧書きは、各市が定めたものであり、単位を統一するため便宜上kgにしている。

「-」は、手数料設定がないことを示す。

極力最新の手数料を調査したが、各市の条例改正により変動する場合がある。